

令和8年3月30日

東京都生活文化局

## ヘブンアーティスト事業における運営体制及び 事務局の変更について

東京都は、審査に合格したアーティストに公共施設や民間施設などを活動場所として公開し、都民が気軽に芸術文化に触れる機会を提供する「ヘブンアーティスト事業」を行っています。

このたび、東京都の政策連携団体であり、連携して芸術文化事業を実施している公益財団法人東京都歴史文化財団 アーツカウンシル東京との共催事業として実施することとしました。これに伴い、同財団が事務局機能を担う体制へ移行します。

東京都は、同財団と連携しながら、本事業の円滑な実施に引き続き取り組み、街なかを様々なイベントで盛り上げていきますので、今後ともどうぞご活用ください。

### 1 主催

東京都

公益財団法人東京都歴史文化財団 アーツカウンシル東京

### 2 移行日

令和8年4月1日（水曜日）

### 3 今後の運営について

今後、ヘブンアーティスト事業の事務局、審査会運営は、公益財団法人東京都歴史文化財団 アーツカウンシル東京が事務を担います。

その他、事業の趣旨、基本的な運用、アーティストの通常活動、イベント開催などは、これまでと変更ありません。

※ただし、令和8年度は、事務局機能の移行期間中のため、新たなヘブンアーティストを選定する審査会は実施しません。

### 4 新事務局連絡先（令和8年4月1日以降）

公益財団法人東京都歴史文化財団 アーツカウンシル東京 事業部事業推進課事業推進係

所在地：〒102-0073 東京都千代田区九段北4-1-28 九段ファーストプレイス5階

電話番号：03-6256-8434

#### 【お問い合わせ先】

生活文化局文化振興部文化事業課（令和8年3月31日まで）電話：03-5320-7585

（令和8年4月1日以降）電話：03-5000-7232